

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 162 号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第1備考6を次のように改める。

- 6 3及び5にかかわらず、同一世帯に昼間里親に保育される児童があり、かつ、幼稚園若しくは認定こども園に入園し、又は特別支援学校の幼稚部に在学している児童があるときは、保育費用は、徴収しない。

別表第1備考8中「おいては、所得税法」の右に「第78条第2項第1号、」を加え、「第41条の19の2第1項及び」を「第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに」に改め、同備考9中「第314条の7及び附則第5条第3項」を「第314条の7第1項第1号及び第2項、第314条の8並びに附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市児童福祉施設措置費等徴収規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1備考6の規定は、平成20年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規則別表第1備考8及び備考9の規定は、平成21年4月分の児童福祉法第51条第3号及び第4号に規定する費用の徴収額から適用する。

(保健福祉局子育て支援部保育課)